

酒類の陳列場所等における表示

酒類の陳列場所には、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨（※1）を表示しなければなりません。



■ これらの表示は（100ポイントの活字以上の大きさの日本語）で明瞭に表示しなければなりません。

なお、100ポイントは最低限のもので、酒類の売場の面積、陳列棚の大きさ等を踏まえてできるだけ大きな文字で、目立つように表示していただくようお願いします。

■ 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離（※2）されていない場合については、酒類を他の商品と陳列棚等により明確に区分（※3）した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示します。

※1 「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは

「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば「20歳以上の者と確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中、20歳未満の者には酒類を販売しません」又は「年齢を確認の上、20歳以上の者のみに酒類を販売します」等の年齢確認を実施している旨及び20歳未満の者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいいます。

※2 「明確に分離」とは

「明確に分離」とは、酒類の陳列場所を壁若しくは間仕切り等で囲うことにより、又は酒類をレジカウンターの内側等に陳列して購入者が酒類に触れられない状態とする等により、酒類と他の商品の陳列場所を物理的に分離し、又は酒類の陳列場所を独立させることをいいます。

※3 「明確に区分」とは

「明確に区分」とは、例えば、酒類を他の商品と混在しないように区分して陳列し、酒類の陳列箇所を明らかにする等、陳列されている商品が酒類であること及び酒類の陳列箇所を購入者が容易に認識できるようにしていることをいいます。

なお、陳列棚等に酒類が陳列されているときは、下記の1～3に掲げる場合に、「明確に区分」されているものとして取り扱われます。

1 陳列棚等に陳列されている商品の全部が酒類である場合

陳列棚等（扉がある場合には扉を含む）の見やすい位置に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。

冷蔵ケースのように扉がある場合には、扉を閉じた状態又は開いた状態のいずれの場合でも認識できるように表示します。

2 陳列棚等に陳列されている商品の一部が酒類である場合

①陳列棚等（扉がある場合には扉を含む）の見やすい位置及び②酒類と他の商品を区分している棚板又は仕切り板等の両方に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。

冷蔵ケースのように扉がある場合には、扉を閉じた状態又は開いた状態のいずれの場合でも認識できるように表示します。

3 床に箱又はケースに入った商品を積上げている場合

積上げている商品の全部が酒類であるか、一部が酒類であるかに応じ、1又は2の方法に準じて、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。

1～3の表示には文字の大きさ（ポイント数）の定めはありません。表示する箇所の状況に応じた大きさで表示しましょう。